

# 香取市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

香取市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定支援業務委託（以下、「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本業務は、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画（令和 6 年度から令和 8 年度まで）の計画期間が令和 8 年度をもって終了することから、現行計画の検証を行うとともに、改めて香取市（以下、「本市」という。）の障害者支援に関する意向調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施し、本市の障害者支援に係る現状分析や課題の整理、事業量の推計、目標量の設定等を行うこと、さらに上位計画である総合計画をはじめ、各種個別計画との整合を図ること、及び地域自立支援協議会の運営支援等を通じて、令和 9 年度からの 3 年間の計画期間とする新たな計画の策定を目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日まで

## 4 総則

本業務仕様書に特段の定めがないものについては、香取市財務規則（平成 18 年香取市規則第 48 号）によるものとする。

## 5 委託業務内容

委託業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、当該内容は、現時点のものであり、今後、国の制度検討（改正）、通知等によっては、変更が生ずることがある。なお、詳細については契約締結後、市と受注者において協議を行うものとする。

### （1）ニーズ調査業務

#### ① ニーズ調査の対象者と対象者数

調査対象	障害関係団体、障害関係事業所等
調査対象数	約 90 件（調査時点の団体・登録事業者数）
調査方法	ヒアリング又はアンケート（受注者が提案する方法を選択）
調査票仕様	1 種：A4 版、表紙本文 1 色刷り、4 ページ程度
回収方法	Web、郵送等（受注者が提案する方法）

※制度改正や国の指針の見直し等により、市と受注者との協議により、種類や対象者数、業務内容等を変更する場合がある。

② ニーズ調査の調査項目の決定に係る提案・助言・支援等

(ア) 現行計画に定める事業の現状把握を行い、次期計画に向けて、報酬改定や制度改正の動向、地域状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、国が改訂した指針に定める成果目標を設定する。また成果目標を達成するための活動指標を見込むための基礎資料となるよう、専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目や分析方法等の提案や助言、支援を行うこと。

(イ) 香取市地域自立支援協議会で意見のあった項目については、追加・修正等の変更を行うこと。

(ウ) 調査票は、事業所・団体ニーズの把握並びに経年変化を確認するため、令和5年に実施した調査の内容、国が基本指針に定める成果目標や活動指標を踏まえて設計すること。

なお、調査票案を作成し、本市に確認をとること。

③ 調査方法・調査票の発送、回収及び確認・整理

(ア) 調査方法及び調査票は、デザイン・レイアウト等及び回収方法までを提案し、本市と協議を行ったうえで決定し、作成すること。

(イ) 回収された調査票は、受注者が確認・整理すること。

(ウ) 発送・回収にかかる費用は受注者が負担すること。ただし、本市に関連する部署に関する調査の場合は除く。

④ データ入力・集計及び分析並びに報告書の作成

(ア) 調査票の回答は、すべて数値及びテキスト（自由回答欄等）で入力すること。

(イ) 入力したデータを単純集計並びにクロス集計し、集計結果から見る全体像や設問別の分析を行い、ニーズ調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成すること。

(ウ) 障害児・者の人口推移や推計のほか、市全域の基礎的なデータを作成すること。

(エ) 国が示す指針に基づき、障害者支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を検討できるよう、集計して分析を行うとともに、次期計画の策定に向けた課題をまとめること。

(オ) 国や県への報告に必要なデータの算出に随時対応すること。

(カ) 事業計画に定める施策及び事業の実施状況を整理し、分析・評価等を行うこと。

(キ) 上記のほか、次期計画の策定に向けて、障害者支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を検討する際に必要となる基礎資料は、本市と協議のうえ、適宜提案すること。

(ク) 上記(ウ)から(キ)の内容の報告書への記載等については、本市と協議すること。

(2) 現状把握・分析作業

- ① 「第2次香取市総合計画」「第3次香取市地域福祉計画」「香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の進捗評価を行うこと。
- ② 市の障害者支援の現状把握(分析)、課題抽出及び整理を行うこと。
- ③ 国が定める基本指針、国の障害者基本計画、千葉県障害者計画等を参照し、動向・制度改正等をしっかりと把握し、的確に反映させること。

(3) 障害福祉サービスの見込み量検討と数値目標設定

- ① 過去データやニーズ調査結果をもとに、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業量の見込みを推計すること。
- ② 推計結果に、市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、市の施策意向、香取市地域自立支援協議会の意見などを加味し、計画における各種事業の目標量の設定を行うこと。

※国の基本指針に定める成果目標及び活動指標は必ず踏まえること。

(4) 次期計画案の策定支援

- ① ニーズ調査結果等を反映し、次期計画の構成、施策体系等を検討して、骨子案を取り纏めること。
- ② 骨子案に対する香取市地域自立支援協議会における審議・検討結果等に基づき、修正等を行い、次期計画案を取り纏めること。

(5) 会議運営支援

- ① 香取市地域自立支援協議会(全4回程度)が円滑に運営できるよう、会議の開催前に担当課と打合せを行い、会議資料の作成に必要な基礎資料を作成すること。

会議の開催時期については、以下のような予定を想定している。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 第1回：計画策定の方針について | 7月頃  |
| 第2回：骨子案について     | 9月頃  |
| 第3回：素案について      | 11月頃 |
| 第4回：成果品について     | 3月頃  |

- ② 会議(2時間程度)に出席し、円滑な運営を支援するとともに、必要に応じて説明を行うこと。また、会議終了後は、会議中での意見や発言内容、決定事項等を取り纏め、速やかに議事録(テープ起こし及び要旨)を作成すること。
- ③ 会議での意見の集約及び検討結果を作成し、その後の次期計画案策定に反映させる

こと。

- ④ 上記①②には、本業務を担当する管理責任者（管理技術者）及び担当者（技術者）が出席すること。ただし、市が認めた場合は、どちらか1名の出席も可とする。

(6) パブリックコメントへの実施支援

次期計画案に関して、市が実施する住民向けパブリックコメントについて、資料作成及び意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

パブリックコメントの実施時期は令和9年1月頃を想定しており、期間は30日間とする。

(7) 事業実施にかかわる情報提供等

専門的知識及び経験に基づき、助言・支援すること。また、事業全体の実施にかかわる、国・県内・県外の他自治体等の情報収集を行い、提供・助言等を行うこと。

(8) 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(9) 成果品

①香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画書

- ・A4版、100頁程度、1色刷り、100部

②計画書概要版

- ・A4版、8頁、カラー印刷、150部（デザイン、レイアウト編集、校正含む）

③以下のデータ一式

- ・香取市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画書及び概要版（Word及びPDF）
- ・ニーズ調査報告書（Word及びPDF）
- ・調査票の原稿（Word及びPDF）
- ・調査票の回答を入力した元データ（Excel又はcsv）
- ・調査票に収録されたグラフや単純計算、クロス集計等のデータ（Excel又はcsv）

## 6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、障害者基本法その他の関係法令及び規定等に準拠すること。
- (2) 契約締結後、速やかに工程表を提出し、本市と協議を開始するとともに、適正な工程管理を行うこと。また、本市が業務履行の進捗状況の報告を求めた場合には、速やかに報告すること。

- (3) 業務履行の過程において、本市又は受注者が必要と認める場合には、適宜協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じる場合は、速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 業務履行の過程において、受注者が作成した基礎データ等資料を本市が求めた場合は、受注者は可能な限り対応すること。また、本業務において作成した成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 業務内容その他この契約により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 業務履行にあたり、個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (8) 本業務に係る情報公開に係る開示請求があった場合は、香取市情報公開条例（平成18年香取市条例第15号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (9) 受注者は、本業務完了後に受注者の責による誤りが発見された場合、自らの負担により速やかに訂正等の必要な作業を行うものとする。